

配水減圧弁の水圧データ提供等業務に係る  
委託契約書（案）

神戸市水道局（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	別紙1に示すとおり。
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	委託契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで。 なお、令和5年3月31日までを機器製作・設置期間、その後、令和10年3月31日までを運用管理期間とする。
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な設備等を有償で提供する場合、その金額（第18条第3項関係）	なし。
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第5条第1項及び第2項（延滞違約金）
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	別紙2に示すとおり。
7 担保期間（第13条）	検査合格の当日より12ヵ月

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
甲 神戸市水道局  
代表者 神戸市水道事業管理者 印

乙  
印

別紙 1 「委託業務に係る委託料及び支払い時期」

別紙委託契約約款第 6 条第 1 項に定める委託業務に係る委託料については、次表に基づき乙に対して支払うものとする。

対象業務	支払い時期 <sup>※1)</sup>		委託料 (税込) <sup>※2)</sup>
(機器製作・設置業務) ・ 機器開発・製作業務 ・ 電波調査業務 ・ 機器設置業務 ・ アプリケーション等開発業務	令和5年3月末頃		(A) ●●●, ●●●, ●●●
(運用管理業務) ・ 水圧データ提供業務 ・ 機器・アプリケーション等の保守管理業務 ・ 甲からの問い合わせ対応業務 ・ 報告書作成業務	4月分	当該各年度の 5月頃	●, ●●●, ●●●
	5月分	〃 6月頃	●, ●●●, ●●●
	6月分	〃 7月頃	●, ●●●, ●●●
	7月分	〃 8月頃	●, ●●●, ●●●
	8月分	〃 9月頃	●, ●●●, ●●●
	9月分	〃 10月頃	●, ●●●, ●●●
	10月分	〃 11月頃	●, ●●●, ●●●
	11月分	〃 12月頃	●, ●●●, ●●●
	12月分	〃 1月頃	●, ●●●, ●●●
	1月分	〃 2月頃	●, ●●●, ●●●
	2月分	〃 3月頃	●, ●●●, ●●●
	3月分	当該翌年度の 4月頃	●, ●●●, ●●●
	各年度の支払い合計額 (令和5~9年度)		(B) ●●, ●●●, ●●●
委託業務に係る委託料 合計 (A) + (B) × 5)			●●●, ●●●, ●●●

※1) 支払い時期については、概ねの時期を示したものであり、具体的には委託契約約款第 6 条第 3 項による。

※2) 委託料については、入札書類 (様式4-2) に基づき、契約締結時に改めて設定する。

## 別紙2「別紙委託契約約款に付加する条項の内容」(※付加部分は下線のとおり)

### (総則)

**第1条** 甲は、事業者提案、仕様書、設計図書(別冊の設計書、図面等(甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。))及び質疑回答書をいう。以下同じ。)に定める業務(この契約書において「委託業務」という。)の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

### (監督)

#### 第21条

3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、事業者提案、質疑回答書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする

### (遅延違約金)

**第43条** 乙は、その責に帰すべき理由によって、第4項に規定する履行期限内に各業務契約を履行しないときは、延滞1日につき第3項に定める額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

3 第1項に規定する遅延1日当たりの遅延違約金は、次の各号によるものとする。

(1) 機器製作・設置業務の遅延違約金は、別紙1に定める委託料(A)の1,000分の1に相当する額

(2) 運用管理業務の遅延違約金は、別紙1に定める委託料(B)の1,000分の1に相当する額

4 延滞違約金の対象となる期間については、次の各号に定める履行期限を超えた期間とする。

(1) 機器製作・設置業務の履行期限は令和5年3月31日とする。

(2) 運用管理業務の当該月履行期限は翌月5営業日以内とする。

5 次の各号に定める乙の責によらない事由により、前項の履行期限の遵守が困難となった場合は、甲乙協議の上、履行期限を変更することができるものとする。

(1) 世界的情勢の変化により、機器製作・設置業務に要する原材料の調達が不可能となった場合

(2) その他、乙の責によらない事由により履行期限の遵守が困難となった場合

### (業務の趣旨の尊重)

**第44条** 本業務は、これまで甲が行っていた配水減圧弁下流の水圧データ回収業務にかわり、乙が必要な水圧測定機器(以下「機器」という。)やアプリケーション等を開発・設置し、長期間にわたり水圧データの回収・提供等を行う業務であることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### (仕様書若しくは事業提案書等の変更)

**第45条** 甲は、仕様書若しくは事業提案書等の変更が必要であると認めるときには、仕様書若しくは事業提案書等の変更内容を記載した書面を乙に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、乙は、甲から当該書面を受領した日から30日(閉庁日を含む。)以内に、甲に対して、その要求水準書若しくは事業提案書等の変更に伴う措置、機器、アプリケーション及び回転灯等の引渡しの遅延の有無、委託料の変動の有無を検討し、甲に書面により通知し、甲と協議を行わなければならない。

2 甲又は乙は、技術革新等により委託料の減額を目的とした仕様書、事業提案書等又は設計図書等の変更に伴う業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により委託料の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

3 第1項及び前項の甲と乙との間における協議が、協議開始の日から60日（閉庁日を含む。）以内に整わない場合には、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（仕様書若しくは事業提案書等の変更に伴う増加費用の負担）

第46条 乙は、前条第1項に定める変更の請求により、仕様書若しくは事業提案書等の変更に伴う措置を検討するに当たり、機器、アプリケーション及び回転灯等の引渡しの遅延、委託料の増加が予想される場合にあつては、これらの遅延の期間及び費用の増加が必要かつ最小限となるように検討しなければならない。

2 前条の規定に従って仕様書若しくは事業提案書等の変更がなされる場合で、当該変更が甲の責めに帰すべき事由によるときには、甲が当該変更に関して乙に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙との協議により定めるものとする。

3 第1項の場合、前項の規定にかかわらず、甲は、委託料の増額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて変更をすることができる。この場合において、変更内容及び費用は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日（閉庁日を含む。）以内に協議が整わない場合には、甲が合理的な案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（改善要求及び委託料の減額）

第47条 甲は、業績等の監督の結果により、乙による運用管理業務が仕様書及び事業提案書等に定める水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した場合には、別添「運用管理業務に関する監督及び改善要求措置等」に基づき、乙に対して当該業務の改善要求及び委託料の減額措置をとるものとする。

2 甲は、前項の規定による確認の実施を理由として、運用管理業務の全部又は一部につき、何ら責任を負担するものではない。

## 別添 運用管理業務に関する監督及び改善要求措置等

### 1. 監督及び委託料減額についての考え方

乙は、機器製作・設置業務、運用管理業務の実施を委ねられた事業主体として、本契約、仕様書及び事業提案書等に基づき、適切に業務を実施することが求められる。このため、甲は、運用管理業務開始後、随時監督を実施し、運用管理業務が適切に実施され、仕様書等を満たしているかを確認する。

監督の結果、運用管理業務を適切に実施していることが確認されない場合、甲は乙に対して是正勧告、委託料の減額等の措置を行う。

### 2. 監督の実施

#### (1) 監督の対象

監督の対象は、水圧データ欠損の有無、機器故障時の対応など、仕様書及び事業提案書等に規定する水準及び仕様を満たしていることの有無とする。

#### (2) 監督の実施方法

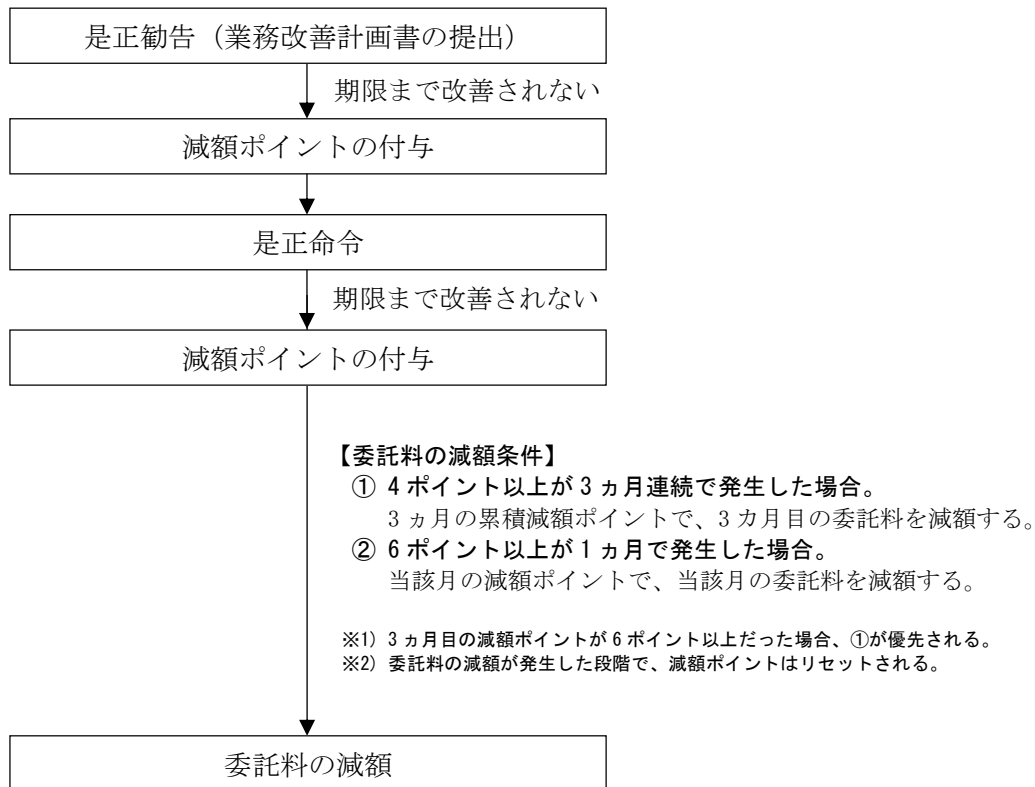
甲は、前月の運用管理業務の実施状況を、書面などにより確認するほか、必要に応じ、乙に対する説明要求等により確認する。

#### (3) 監督の費用の負担

監督の実施に際し、市に発生した費用は甲が負担する。

### 3. 運用管理業務における措置

#### (1) 運用管理業務における措置の全体フロー



## (2) 是正勧告・是正命令

甲による随時監督の結果、運用管理業務の実施状況が、本契約、仕様書及び事業提案書等に規定する水準及び仕様を満たしていることが確認できず、乙が本施設の維持管理業務を適切に実施していないと市が判断した場合、甲は乙に対して、書面により業務の是正を勧告する。

乙は、甲と乙との協議により定める是正期間及び是正方法を記載した業務改善計画書を提出し、これに従い是正を実施する。

甲は、当該是正勧告に対する乙の対応状況報告を踏まえ、是正結果を確認する。

甲が乙に対して是正勧告を行った後、是正期間を経過しても当該是正勧告の対象となった状況が是正されない場合、甲は是正命令を行う。

## (3) 委託料の減額等の方法

### ① 減額ポイントの計上

甲が乙に対して是正勧告を行った後、是正期間を経過しても当該是正勧告の対象となった状況が是正されない場合、もしくは甲が乙に対して是正命令を行った後、是正期間を経過しても当該是正命令の対象となった状況が是正されない場合、減額ポイントを計上する。同じ違反行為を繰り返し行った場合は2倍の減額ポイントを計上する。委託料の減額後、減額ポイントはリセットされる。

なお、緊急性が伴う違反と市が判断した場合は、是正勧告を行わず、即時、是正命令を行う場合がある。

是正レベル	是正勧告後、改善が認められないと判断した場合	是正命令後、改善が認められないと判断した場合
軽微な違反	1 P	3 P
重大な違反	4 P	6 P

※3) 減額ポイントは月単位で計上する。

ただし、上記の事態が事業者の責めに帰さない事由により生じた場合は、減額ポイントは計上しない。

それぞれのレベルに関する具体例は次の通りである。なお、これ以外でも、本契約、要求水準書及び事業提案書等の違反と市が判断する場合がある。

是正レベルの考え方・例

考え方・例	
軽微な違反	本契約、要求水準書及び事業提案書等に規定する水準及び仕様の軽微な違反 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の怠慢</li> <li>・市の職員等への対応不備</li> <li>・業務報告の不備</li> <li>・関係者への連絡不備</li> <li>・不注意に起因するトラブルの発生</li> </ul>
重大な違反	本契約、要求水準書及び事業提案書等に規定する水準及び仕様の重大な違反 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の故意による放棄</li> <li>・業務の未実施</li> <li>・市への連絡を故意に行わない（長期に渡る連絡不通等）</li> <li>・業務従事者等名簿等への虚偽の記載、又は事前の承認を受けない変更</li> <li>・業務報告書への虚偽の記載</li> <li>・市からの指導・指示に従わない</li> <li>・機器機能が継続できないような状態等、大きな影響を及ぼす事象</li> <li>・人の生死に関わる重大な事故の発生</li> <li>・点検業務の未実施</li> <li>・故障等の放置</li> </ul>

② 委託料の減額措置

(ア) 1 ヶ月で減額ポイント合計値が 6 ポイント以上となる場合、次の算式に基づいて当該月の委託料を減額する。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{委託料の減額の額}} = \boxed{\text{当該月の累積減額ポイント}} \times 0.01 \times \boxed{\text{委託料の当該月支払額}} \\
 \boxed{\text{委託料の減額後の当該月支払額}} = \boxed{\text{委託料の減額前の当該月支払額}} - \boxed{\text{委託料の減額の額}}
 \end{array}$$

(イ) 3 ヶ月連続で減額ポイントの合計値が 4 ポイント以上となる場合、次の算式に基づいて当該 3 ヶ月目の委託料を減額する。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{委託料の減額の額}} = \boxed{\text{3 ヶ月の累積減額ポイント}} \times 0.01 \times \boxed{\text{委託料の当該月支払額}} \\
 \boxed{\text{委託料の減額後の当該月支払額}} = \boxed{\text{委託料の減額前の当該月支払額}} - \boxed{\text{委託料の減額の額}}
 \end{array}$$

※4) 3 ヶ月連続で減額ポイントの合計値が 4 ポイント以上でかつ当該 3 ヶ月の減額ポイントが 6 ポイント以上の場合は、(イ) の算定式が適用される。